

新潟県病院局管理規程第9号

新潟県病院局企業職員の宿日直手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月27日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員の宿日直手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(手当の額) 第3条 手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。 (1) 医師 <u>2万1,000円</u> (2) 前号以外の職員 <u>6,100円</u> 附 則 1 (略) 2 <u>当分の間、第3条第2号に掲げる職員が別に定めるところにより宿直勤務又は日直勤務に準ずる勤務を命ぜられた場合の手当の額は、宿直勤務又は日直勤務に準ずる勤務1回につき3,100円とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、1,550円とする。</u>	(手当の額) 第3条 手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。 (1) 医師 <u>2万円</u> (2) 前号以外の職員 <u>5,900円</u> 附 則 1 (略) 2 <u>当分の間、第3条第2号に掲げる職員が別に定めるところにより宿直勤務又は日直勤務に準ずる勤務を命ぜられた場合の手当の額は、宿直勤務又は日直勤務に準ずる勤務1回につき3,000円とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、1,500円とする。</u>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の新潟県病院局企業職員の宿日直手当に関する規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。